

一般乗合旅客自動車運送事業運送約款(I Cカード乗車券用)

第1章

総則

(目的)

第1条 この約款は、伊予鉄道株式会社(以下、「当社」という。)が、I Cカード等を媒体としたストアードフェアカード、定期券カード(以下、「I Cカード乗車券」という。)の利用者に提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社が発行するI Cカード乗車券(以下、ストアードフェアカードを「ICいーカード」、定期券カードを「I Cいーカード定期券」という。)及び当社のS Fをチャージした携帯電話(以下I Cいーカードに含む)による当社路線に係る旅客の運送等については、この約款の定めるところによる。

2 この約款が改定された場合、以後の IC いーカード乗車券による旅客の運送等については、改定された約款の定めるところによる。

3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによる。
別に定めるものには、一般乗合旅客自動車運送事業の標準運送約款(昭和62年4月1日実施)がある。

(用語の意義)

第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)「当社路線」とは、当社の経営する乗合バス全路線(高速バスを除く)をいう。

(2)「S F(ストアードフェア)」とは、IC いーカードに記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いに充当するものをいい、その記録媒体としてI Cチップ内蔵のカード及び携帯電話がある。

(3)「IC いーカード」とは、当社が発売するストアードフェアの機能を持つICカード乗車券及び当社のS Fをチャージした携帯電話をいう。

(4)「I Cいーカード定期券」とは、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券とストアードフェアカードの機能を持つI Cカード乗車券をいう。

(5)「乗車」とは、当社路線においてバス車両に乗車することをいう。

(6)「降車」とは、当社路線においてバス車両から降車することをいう。

(7)「リーダーライター(R/W)」とは、バス車内に設置した装置で、乗車処理をするために設置したもの(以下、「乗車R/W」という。)と降車処理をするために設置したもの(以下、「降車R/W」という。)がある。

(8)「チャージ」とは、IC いーカードに入金してS Fを積み増しすることをいう。

(9)「デポジット」とは、返却することを条件にI Cいーカードの利用権の代価として収受するものをいう。

(ICカード乗車券の種類)

第4条 当社で利用できる IC いーカードの種類は「別表1」に定めるものとする。

(契約の成立時期及び適用規定)

第5条 IC カード乗車券による契約の成立時期は、IC カード乗車券を購入したときとする。ただし、携帯電話については当社のS F をチャージしたときとする。

2 個別の運送契約の成立時期は、バス車内の乗車R /Wで乗車処理をしたときとする。

(約款等の変更)

第6条 この約款及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更することがある。

(旅客の同意)

第7条 旅客は、この約款及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(取扱区間)

第8条 IC カード乗車券の取扱区間は当社乗合バス全路線(高速バスを除く。)とする。

(使用方法)

第9条 IC カード乗車券を用いて乗車するときは乗車R /Wで乗車処理を行い、降車するときは同一のI Cカード乗車券により降車R /Wで降車処理を行わなければならない。

2 前項の定めにかかわらず、I Cカード乗車券は IC いーカード 取扱い窓口で精算することができる。

(発売箇所)

第10条 IC いーカード(携帯電話を除く) の発売は、IC いーカード 取扱い窓口で行う。

2 I C いーカード 定期券の発売は、I C いーカード 定期券取扱い窓口で行う。

3 当社の都合により、前項で定めた発売箇所以外で発売することがある。

(制限事項等)

第11条 1回の乗車につき、2枚以上の IC いーカードを同時に使用することはできない。

2 乗車時に使用した IC カード乗車券を降車時に使用しなかった場合は、当該 IC カード乗車券で再び乗車することはできない。

3 次の各号の1に該当する場合には、IC カード乗車券は直接リーダーライターで使用することができない。

(1) 降車時にS F 残額が減額する運賃相当額に満たないとき。

(2) IC カード乗車券の破損、リーダーライターの故障等により IC カード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき。

4 当社が、「別表1」に定めるところにより発行する記名式 IC いーカードは、当該 IC いーカードの記名人以外が使用することはできない。

- 5 他の乗車券及び現金と併用して使用することはできない。
- 6 乗車時に SF 残額がない(0 円)場合は、IC いーカードを使用することができない。(IC いーカード 定期券の券面に表示された有効期間内で券面表示区間内から乗車する場合を除く。)
- 7 偽造、変造又は不正に作成された IC カード乗車券を使用することはできない。

(制限又は停止)

第12条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止。
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗降車方法若しくは乗車する路線等の制限。

2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係施設等に掲示する。

3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

(ICカードの所有権)

第13条 IC カード乗車券に使用する IC カードの所有権は発行元である当社に帰属する。

2 IC カード乗車券が不要となったとき及びその IC カード乗車券を使用する資格を失ったときは、IC カードを返却しなければならない。

3 当社の都合により、予告なく貸与した IC カードを交換することがある。

(デポジット)

第14条 当社は IC カード乗車券(携帯電話を除く)を発売するにあたり、当社が所有する IC カードを旅客に貸与するものとする。この場合、デポジットとして IC カード 1 枚につき 500 円を収受する。

2 前項にかかわらず、デポジットの額を変更する場合がある。

3 IC カード乗車券を旅客が返却したときは、第15条、第26条、第27条、第40条及び第41条に定める場合を除き、当社は発売時に収受したデポジットを返却する。

4 デポジットは旅客運賃等に充当する事はできない。

(ICカード乗車券の失効)

第15条 カードの交換、SFの使用、SFのチャージ又は有効期限の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には IC カード乗車券は失効する。

2 前項により失効した IC カード乗車券の SF 及びデポジットの返却を請求することはできない。

(チャージ)

第16条 旅客は IC カード乗車券に、バス車内(高速バスを除く。)、自動チャージ機及び IC いーカード取扱い窓口でチャージすることができる。

2 ICカード乗車券のチャージ額は、「別表2」に定めるものとする。

(SF残額の確認)

第17条 旅客はICカード乗車券のSF残額をリーダーライター又はICイーカード取扱い窓口で確認することができる。

(SF利用履歴の確認)

第18条 旅客はICカード乗車券の利用履歴をICイーカード取扱い窓口にて、次の各号に定めるとおり確認することができる。

(1) 利用履歴は、最近の利用履歴から10件までしかのぼって印字することができる。

(2) 利用履歴の印字内容は、SFを使用した利用日、取扱種別、取扱箇所、利用額、残額とする。

(3) 正常に乗降処理がされていない場合は、利用履歴の確認はできない。

第2章 ICイーカード

(ICイーカードの所持資格)

第19条 各種ICイーカードの所持資格は「別表3-1」に定めるものとする。

2 記名式ICイーカードの購入に際しては、所定の申込書にICイーカード種別、氏名、生年月日、住所等を記載し、提出しなければならない。

3 記名式ICイーカードは、当社が認める場合を除いて個人で複数枚を購入することができない。

4 「別表3-1」の障害者大人用、障害者小児用及び障害者介護用のICイーカードについては、身体障害者手帳又は療育手帳を提示しなければならない。

(発売額)

第20条 ICイーカード(携帯電話を除く)の発売額は2,000円(デポジット500円を含む。)とする。

2 前項にかかわらず、発売額を変更することがある。

(更新期限)

第21条 小児用、障害者大人用、障害者小児用及び障害者介護用のICイーカードにはカード利用の更新期限がある。

2 更新期限は「別表3-1」に定めるものとし、更新手続きは、ICイーカード取扱い窓口において更新期限の14日前より受け付ける。

3 障害者大人用、障害者小児用及び障害者介護用のICイーカードの更新手続きには、身体障害者手帳又は療育手帳の提示により本人確認が必要となる。

4 更新手続きのためだけの乗車に限り、最寄りのICイーカード取扱い窓口がある停留所までの旅客運賃は無賃扱いとする。

(運賃の減算)

第22条 IC いーカードを第9条の規定により使用する場合、降車時に IC いーカードのSFから次の各号のとおり当該乗車区間の運賃を減算する。

- (1) IC いーカード 大人用… … … … … 大人片道普通旅客運賃
- (2) IC いーカード 小児用… … … … … 小児片道普通旅客運賃
- (3) IC いーカード 障害者大人用… … … … … 大人片道普通旅客運賃の半額
- (4) IC いーカード 障害者小児用… … … … … 小児片道普通旅客運賃の半額
- (5) IC いーカード 障害者介護用… … … … … 大人片道普通旅客運賃の半額

(運賃の割引)

第23条 IC いーカードを第22条各号によりSFから減算する場合、各号の運賃から10%を割り引いて10円単位に四捨五入した割引後運賃を減算する(まつやま観光回遊バスを除く)。

ただし、割引後の運賃が割引前の運賃と変わらない場合は、割引前の運賃から10円を割り引きした割引後の運賃を減算する。

(一日フリー乗車券)

第24条 IC いーカードの利用において、次の各号に該当する場合に一日フリー乗車券の取扱いを適用し、SFから減算する。

- (1) 当社バス路線(東西線、平和通り線及び都心循環東南線)、又は当社軌道線(坊っちゃん列車を除く。)を1日3回乗車した場合。
- (2) 当該IC いーカードがIC いーカード(大人用)、又はIC いーカード(小児用)の場合。

2 前項第1号の利用に際して1乗車毎にSFから運賃を減算するが、3回目の運賃は一日フリー乗車券の券面額(大人400円、小児200円)から1回目と2回目の運賃の合計を差し引いた額をSFから減算する。

(効 力)

第25条 第9条の規定により使用する場合のIC いーカードの効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車区間において片道1回の乗車に限り有効なものとする。
また、IC いーカード(大人用)から大人の片道普通旅客運賃を減算することを承諾して使用する場合には、小児が使用することができる。

(2) 「別表1」の各記名式IC いーカードは、記名人のみが使用することができる。

(3) 乗車R/W処理したIC いーカードは、当日に限り降車R/Wが正常に処理される。

(無効となる場合)

第26条 IC いーカードは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。この場合デポジットは返却しない。ただし、携帯電話については当社のSF部分を無効として処理する。

- (1) 所持資格のない方が利用したとき。
- (2) 旅行開始後のIC いーカードを他人から譲り受けて使用した場合。
- (3) その他不正乗車の手段として使用した場合。

- 2 偽造、変造又は不正に作成された IC いーカードを使用した場合は、前項の規定を準用する。

(不正使用未遂の場合の取扱方)

第27条 偽造、変造又は不正に作成された IC いーカードを使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、携帯電話については当社の S F 部分を無効として処理する。

- 2 前項に規定するほか、I C いーカードを不正乗車的手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがある。
- 3 前各項により無効として回収する場合は、デポジットを返却しな

い。

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の收受等)

第28条 第26条第1項の規定により、IC いーカードを無効として回収した場合は、旅客の乗車停留所からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

- 2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、旅客の乗車停留所が判明しない場合は、そのバスの始発地から乗車したものとして計算する。

(紛失再発行)

第29条 IC いーカード(携帯電話を除く)は以下の場合、旅客が別に定める申込書をI C いーカード 取扱い窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失したI C いーカードの使用停止措置を行い、使用停止手続日を除く3日目を以て再発行を行う。

(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該I C いーカードの記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムに登録されていること。

と。

(3) 再発行を行う前に、I C いーカードの処理を行う全ての機器に対して当該I C いーカードの使用停止措置が完了していること。

- 2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するI C いーカード1枚につき紛失再発行の手数料200円とデポジット500円を現金で收受する。
- 3 当該 IC いーカードの使用停止の申し込みを受けた後、これを取り消すことはできない。
- 4 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失したI C いーカードを発見した場合は、旅客はこれをI C いーカード 取扱い窓口に差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客が紛失したI C いーカードとともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限って返却の取扱いを行う。
- 5 携帯電話を紛失した場合は、第1項第1号、第2号の条件を満たす場合に限って当社発行のS Fの使用停止措置を行うことができる。

(当社の免責事項)

第30条 紛失した IC いーカードの使用停止措置が完了するまでの間に当該 IC いーカードの払い戻しやS F の使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負わない。

(障害再発行)

第31条 IC いーカードの破損等によってIC いーカードの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別に定める申込書をIC いーカード取扱い窓口へ提出したときは、当該いーカードのS F 残額と同額のIC いーカードの再発行の取扱いを行うことがある。ただし、裏面に刻印されたカード番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いをしない。

(払い戻し)

第32条 旅客は、IC いーカードが不要となった場合は、これを IC いーカード取扱い窓口へ差し出して、当該 IC いーカードのS F 残額の払い戻しを請求することができる。

この場合、所定の申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該 IC いーカードの記名人本人であることを証明した(無記名式IC いーカードは、この限りではない。)ときに限って払い戻しを行い、デポジットを返却する。この場合、手数料としてIC いーカード1枚につき200円を収受する。

2 前項にかかわらず、IC いーカードを所持する旅客が「別表3-1」で定める所持資格を失った IC いーカードの払い戻しをする場合は、手数料を収受しない。

3 携帯電話を紛失した場合は、第29条第5項により当社発行のS F の使用停止措置を行った場合に限り、使用停止手続日を除く3日目以降にS F の払戻しを受けることができる。この場合、手数料として200円を収受する。

(運行中止の場合の取扱方)

第33条 乗車R/Wによる処理を受けた後、バスが運行中止となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取り扱いを選択のうえ請求することができる。

(1) 発停留所までの無賃送還

この場合は、乗車区間の運賃は収受しない。また、無賃送還後、発停留所での降車処理時には IC いーカードの発停留所情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中停留所で下車した場合は、次号に定める取り扱いを適用する。

(2) 発停留所に至る途中停留所までの無賃送還

この場合は、発停留所から途中停留所までの片道普通旅客運賃相当額を途中停留所においてIC いーカードのS F 残額から減算する。

(3) 不通区間の別途旅行

運行中止となった区間を旅客が当社路線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発停留所から旅行中止停留所までの片道普通旅客運賃相当額を、旅行中止停留所において IC いーカード の S F 残額から減算する。

- 2 当社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによる。

第3章 IC いーカード 定期券

(IC いーカード 定期券の所持資格)

第34条 各種 IC いーカード 定期券の所持資格は「別表3-2」に定めるものとする。

- 2 IC いーカード 定期券の購入に際しては、所定の申込書に定期券の種別、利用区間、氏名、生年月日、住所等を記載し、提出しなければならない。また、障害者割引の適用条件は「別表3-3」に定めるものとし、購入の際は身体障害者手帳又は療育手帳を提示しなければならない。

3 IC いーカード 定期券の新規購入、継続購入は通用開始日の14日前からとする。

(更新期限)

第35条 小児用、障害者大人用、障害者小児用及び障害者介護用の IC いーカード 定期券にはカード利用の更新期限がある。

- 2 更新期限は「別表3-2」に定めるものとし、更新手続きは、IC いーカード 定期券取扱い窓口において更新期限の14日前より受け付ける。
- 3 障害者大人用、障害者小児用及び障害者介護用の IC いーカード 定期券の更新手続きには、身体障害者手帳又は療育手帳の提示により本人確認が必要となる。
- 4 更新手続きのためだけの乗車に限り、最寄りの IC いーカード 定期券取扱い窓口がある停留所までの旅客運賃は無賃扱いとする。

(運賃の減額等)

第36条 IC カード 定期券の券面表示の有効期間内であって、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車として取扱い、別途乗車区間の普通旅客運賃相当額を収受する。

この場合、「小児用定期券」にあつては小児片道普通旅客運賃を、「障害者大人用定期券」並びに「障害者介護用定期券」にあつては大人片道普通旅客運賃の半額を、「大人用定期券」にあつては大人片道普通旅客運賃を、「障害者小児用定期券」にあつては小児片道普通旅客運賃の半額を収受する。

- 2 券面表示区間を挟んで、券面表示区間外の停留所相互を乗車するときは、前後の券面表示区間外乗車運賃の合計額よりも通し運賃が安価となる場合は、通し運賃を収受する。
- 3 券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期限の終了日の翌日以降に乗車する場合は、乗車区間の片道普通旅客運賃を収受する。この場合、「小児用定期券」にあつては小児片道普通旅客運賃を、「障害者大人用定期券」並びに「障害者介護用定期券」にあつては大人片道普通旅客運賃の半額を、

「大人用定期券」にあつては大人片道普通旅客運賃を、「障害者小児用定期券」にあつては小児片道普通旅客運賃の半額を収受する。

- 4 前各号において、SF 残額が減額しようとする運賃以上であるときは SF から減額する。この場合、「小児用定期券」にあつては小児片道普通旅客運賃を、「障害者大人用定期券」並びに「障害者介護用定期券」にあつては大人片道普通旅客運賃の半額を、「大人用定期券」にあつては大人片道普通旅客運賃を、「障害者小児用定期券」にあつては小児片道普通旅客運賃の半額に第23条に規定する IC いーカード の運賃割引を適用した割引後運賃を減額する。

(再印字)

第37条 IC いーカード 定期券は、その券面表示事項が不明となったときは使用することができない。

- 2 券面表示事項が不明となった IC いーカード 定期券は、これを IC いーカード 定期券は取扱い窓口に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができる。

(効力)

第38条 IC いーカード 定期券は、記名人のみが使用することができる。

- 2 第16条の規定により SF をチャージした IC いーカード 定期券にあつては、IC いーカード 定期券の券面表示区間外又は券面表示の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降であっても第22条の規定を準用して乗車することができる。

(環境定期券の適用)

第39条 IC いーカード 定期券の通勤定期においては「環境定期券」の割引を適用する。

- 2 環境定期券の割引を適用する場合においては、第16条の規定により SF をチャージした IC いーカード 定期券所持者は、IC いーカード 定期券の券面表示区間外に乗車した場合、SF から 100 円(通勤定期小児用にあつては 50 円)を減算する。
- 3 前項の場合であつて、IC いーカード 定期券の通勤定期障害者大人用及び通勤定期障害者介護用にあつては、第22条及び第23条に定める減算運賃額が 100 円を下回る場合は安価な運賃を減算する。
- 4 第2項の取り扱いを行う場合であつて当社バス路線(東西線、平和通線及び都心循環東南線)または当社軌道線(坊っちゃん列車を除く。)で SF から減算を行う場合、第24条の第1項の規定に準じ一日フリー乗車券の取り扱いを適用する。

(無効となる場合)

第40条 IC いーカード 定期券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。この場合デポジットは返却しない。

- (1) 記名人以外の者が使用した場合。
- (2) 券面表示事項が不明となったI C ーカード 定期券を使用した場合。
- (3) 使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って購入したI C ーカード 定期券を使用した場合。
- (4) 券面表示事項をぬり 消し、又は改変して使用した場合。
- (5) I C ーカード 定期券を所持する旅客が「別表3 -2 」で定める所持資格を失った後に当該I C ーカード 定期券を使用した場合。
- (6) その他不正乗車的手段として使用した場合。

2 偽造、変造又は不正に作成された IC ーカード 定期券を使用した場合は、前項の規定を準用する。

(不正使用未遂の場合の取扱方)

第4 1 条 偽造、変造又は不正に作成された IC ーカード 定期券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。

2 前項に規定するほか、I C ーカード 定期券を不正乗車的手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがある。

3 前各項により 無効として回収する場合は、デポジット を返却しない。

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受等)

第4 2 条 第4 0 条第1 項の規定により、IC ーカード 定期券を無効として回収した場合は、第2 8 条及び一般乗合旅客自動車運送事業の標準運送約款第2 7 条により定められた旅客運賃・増運賃を収受する。

(紛失再発行)

第4 3 条 IC ーカード 定期券の記名人が当該I C ーカード 定期券を紛失した場合で、別に定める申込書をI C ーカード 定期券取扱い窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失したI C ーカード 定期券(S F 残額がある場合は当該S F を含む。)の使用停止措置を行い、使用停止手続日を除く3 日目以降に再発行を行う。

(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該I C ーカード 定期券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムに登録されていること。

(3) 再発行を行う前に、I C ーカード 定期券の処理を行う全ての機器に対して当該I C ーカード 定期券の使用停止措置が完了していること。

2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するI C ーカード 定期券1 枚につき紛失再発行の手数料 200 円とデポジット 500 円を現金で収受する。

3 当該 IC ーカード 定期券の使用停止の申し込みを受けた後、これを取り消すことはできない。

4 第1 項及び第2 項の取扱いを行った後に、紛失したI C ーカード 定期券を発見した場合は、旅客はこれをI C ーカード 定期券取扱い窓口に差し出

して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客が紛失したICカード定期券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限って返却の取扱いを行う。

(当社の免責事項)

第44条 紛失したICカード定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該ICカード定期券の払い戻しやSFの使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負わない。

(障害再発行)

第45条 ICカード定期券の破損等によってICカード定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別に定める申込書をICカード定期券取扱い窓口へ提出したときは、当該ICカード定期券(SF残額がある場合は当該SFを含む。)の再発行の取扱いを行うことがある。ただし、裏面に刻印されたカード番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いをしない。

(払い戻し)

第46条 旅客は、ICカード定期券が不要となった場合は、これをICカード定期券取扱い窓口へ差し出して、払い戻しを請求することができる。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該ICカード定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により払い戻しを行う。

(1) 券面表示の有効期間開始前に払い戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払い戻す。この場合、SFの払い戻しを同時に請求することができる。

(2) 券面表示の有効期間後で有効期間中に払い戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払い戻す。この場合、SFの払い戻しを同時に請求することができる。

(3) 前各号により取り扱う場合には、手数料としてICカード定期券1枚につき500円を収受する。

(4) 前各号の規定により払い戻しを行う場合には、デポジットを返却する。

2 SFのみの払い戻しを請求することはできない。

3 前項にかかわらず、ICカード定期券を所持する旅客が「別表3-2」で定める所持資格を失ったICカード定期券の払い戻しをする場合(同時にSFを請求する場合を含む。)は、手数料を収受しない。

(運行中止の場合の取扱方)

第47条 券面表示が有効期間内のICカード定期券を所持し、券面表示区間内を乗車する旅客が、乗車R/Wによる処理を受けた後、バスが運行中止となった場合は、一般乗合旅客自動車運送事業の標準運送約款第39条及び第40

条に定める定期乗車券の取扱いによるほか、SFをチャージしたICカード定期券を所持し券面表示区間外を乗車する場合又は券面表示の有効期間開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、第33条の規定に準じて取り扱う。

- 2 当社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによる。

第4章

ICカード乗車券の他の施設利用

(他の施設でのICカード乗車券による利用の取扱い)

第48条 第8条の規定にかかわらず、当社乗合バス路線(高速バスを除く)以外で当社が別に定めたICカード乗車券が利用できる他の施設(以下、「他の施設」という。)において、ICカード乗車券による取扱いを行う。

(他の施設における取扱い範囲等)

第49条 他の施設におけるICカード乗車券による取扱いについては、当該施設の定めるところによる。

附則

この約款は、平成21年4月1日から施行する。

別表1(第4条)ICカード乗車券の種類

種 類		対 象	
ICいーカード	大人用	記名式(※)	一般大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
		無記名式	
	小児用	記名式	一般小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
	障害者大人用	記名式	障害者大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
	障害者小児用	記名式	障害者小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
	障害者介護用	記名式	障害者介護人(大人)の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
ICいーカード 定期券	通勤定期	大人用	一般大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		小児用	一般小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		障害者大人用	障害者大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		障害者介護用	障害者介護人(大人)の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
	通勤平日定期	大人用	平日(日・祝日は利用できない)に限り利用する一般大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		小児用	平日(日・祝日は利用できない)に限り利用する一般小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		障害者大人用	平日(日・祝日は利用できない)に限り利用する障害者大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		障害者介護用	平日(日・祝日は利用できない)に限り利用する障害者介護人(大人)の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
	ビジネス定期	大人用	月一金(土・日・祝日は利用できない)に限り利用する一般大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		小児用	月一金(土・日・祝日は利用できない)に限り利用する一般小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		障害者大人用	月一金(土・日・祝日は利用できない)に限り利用する障害者大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		障害者介護用	月一金(土・日・祝日は利用できない)に限り利用する障害者介護人(大人)の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
	通学定期	大人用	通学を目的とする一般大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		小児用	通学を目的とする一般小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		障害者大人用	通学を目的とする障害者大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
		障害者小児用	通学を目的とする障害者小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
学期定期	大人用	当社が認める学期毎の就学期間に通学を目的とする一般大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券	
	小児用	当社が認める学期毎の就学期間に通学を目的とする一般小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券	
	障害者大人用	当社が認める学期毎の就学期間に通学を目的とする障害者大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券	
	障害者小児用	当社が認める学期毎の就学期間に通学を目的とする障害者小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券	

種 類		対 象	
ICいーカード 定期券	夏休み通学定期	大人用	当社が認める夏休み期間に通学を目的とする一般大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		小児用	当社が認める夏休み期間に通学を目的とする一般小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		障害者大人用	当社が認める夏休み期間に通学を目的とする障害者大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
		障害者小児用	当社が認める夏休み期間に通学を目的とする障害者小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
	大口定期	大人用	当社が認める企業に通勤する一般大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		障害者大人用	当社が認める企業に通勤する障害者大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		障害者介護用	当社が認める企業に通勤する障害者介護人(大人)の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
シルバー定期	大人用	65歳以上の一般大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券	

※ICチップ内蔵の携帯電話にチャージされたSFは、大人用記名式に限って使用できる。

別表2(第16条)チャージ額

取扱窓口	1回あたりのチャージ取扱額
ICいーカード取扱い窓口	1,000円単位でチャージすることができる。 ただし、1枚あたりのSF残高は30,000円を越えることはできない。
自動チャージ機	
バス車内	

別表3-1(第19条)ICいーカードの所持資格

種 類		所持資格	更新期限	
ICいーカード	大人用	記名式	中学生以上の方	なし
		無記名式	なし	なし
	小児用	記名式	小学生の方	毎年4月1日
	障害者大人用	記名式	中学生以上の方で、身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方	発売日から(更新日)から6ヶ月
	障害者小児用	記名式	小学生の方で、身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方	毎年4月1日
	障害者介護用	記名式	身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方の介護人として同一区間を同乗される場合のその介護人の方	発売日から(更新日)から6ヶ月

別表3-2(第34条)ICいーカード定期券の所持資格

種 類		所 持 資 格		更 新 期 限
ICいーカード 定期券	通勤定期	大人用	なし	なし
		小児用	小学生の方	毎年4月1日
		障害者大人用	中学生以上の方で、第1種身体障害者手帳の交付を受け、介護者と同一の期間・区間を同乗される方、及び療育手帳の交付を受けた方	発売日から(更新日)から6ヶ月
		障害者介護用	第1種身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方及び12歳未満の第2種身体障害者手帳の交付を受けた方の介護者として同一の期間・区間を同乗される介護者	発売日から(更新日)から6ヶ月
	通勤 平日定期	大人用	なし(ただし、日・祝日は利用できない)	なし
		小児用	平日(日・祝日は利用できない)に限り利用する小学生の方	毎年4月1日
		障害者大人用	平日(日・祝日は利用できない)に限り利用する中学生以上の方で、第1種身体障害者手帳の交付を受け、介護者と同一の期間・区間を同乗される方、及び療育手帳の交付を受けた方	発売日から(更新日)から6ヶ月
		障害者介護用	平日(日・祝日は利用できない)に限り利用する第1種身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方及び12歳未満の第2種身体障害者手帳の交付を受けた方の介護者として同一の期間・区間を同乗される介護者	発売日から(更新日)から6ヶ月
	ビジネス定期	大人用	なし(ただし、土・日・祝日は利用できない)	なし
		小児用	月～金(土・日・祝日は利用できない)に限り利用する小学生の方	毎年4月1日
		障害者大人用	月～金(土・日・祝日は利用できない)に限り利用する中学生以上の方で、第1種身体障害者手帳の交付を受け、介護者と同一の期間・区間を同乗される方、及び療育手帳の交付を受けた方	発売日から(更新日)から6ヶ月
		障害者介護用	月～金(土・日・祝日は利用できない)に限り利用する第1種身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方及び12歳未満の第2種身体障害者手帳の交付を受けた方の介護者として同一の期間・区間を同乗される介護者	発売日から(更新日)から6ヶ月
	通学定期	大人用	学校教育法第1条に規定する学校・幼稚園及び児童福祉法第39条及び当社の定める旅客および荷物営業規則第24条の規定に該当する学校に通学する中学生以上の方	なし
		小児用	ICいーカード定期券の通学定期大人用の発売条件に該当する小学生の方	毎年4月1日
		障害者大人用	ICいーカード定期券の通学定期大人用の発売条件に該当する中学生以上の方で、第1種身体障害者手帳の交付を受け、介護者と同一の期間・区間を同乗される方、及び療育手帳の交付を受けた方	発売日から(更新日)から6ヶ月
		障害者小児用	ICいーカード定期券の通学定期大人用の発売条件に該当する小学生の方で、身体障害者手帳の交付を受け、介護者と同一の期間・区間を同乗される方、及び療育手帳の交付を受けた方	発売日から(更新日)から6ヶ月

種 類		所持資格	有効期限	
ICいーカード 定期券	学期定期	大人用	当社が認める学期毎の就学期間に利用され、かつ学校教育法第1条に規定する学校・幼稚園及び児童福祉法第39条及び当社の定める旅客および荷物営業規則第24条の規定に該当する学校に通学する中学生以上の方	なし
		小児用	当社が認める学期毎の就学期間に利用され、かつICいーカード定期券の通学定期大人用の発売条件に該当する小学生の方	毎年4月1日
		障害者大人用	当社が認める学期毎の就学期間に利用され、かつICいーカード定期券の通学定期大人用の発売条件に該当する中学生以上の方で、第1種身体障害者手帳の交付を受け、介護者と同一の期間・区間を同乗される方、及び療育手帳の交付を受けた方	発売日から(更新日)から6ヶ月
		障害者小児用	当社が認める学期毎の就学期間に利用され、かつICいーカード定期券の通学定期大人用の発売条件に該当する小学生の方で、身体障害者手帳の交付を受け、介護者と同一の期間・区間を同乗される方、及び療育手帳の交付を受けた方	発売日から(更新日)から6ヶ月
	夏休み 通学定期	大人用	当社が認める夏休み期間に利用され、かつ学校教育法第1条に規定する学校・幼稚園及び児童福祉法第39条及び当社の定める旅客および荷物営業規則第24条の規定に該当する学校に通学する中学生以上の方	なし
		小児用	当社が認める夏休み期間に利用され、かつICいーカード定期券の通学定期大人用の発売条件に該当する小学生の方	毎年4月1日
		障害者大人用	当社が認める夏休み期間に利用され、かつICいーカード定期券の通学定期大人用の発売条件に該当する中学生以上の方で、第1種身体障害者手帳の交付を受け、介護者と同一の期間・区間を同乗される方、及び療育手帳の交付を受けた方	発売日から(更新日)から6ヶ月
		障害者小児用	当社が認める夏休み期間に利用され、かつICいーカード定期券の通学定期大人用の発売条件に該当する小学生の方で、身体障害者手帳の交付を受け、介護者と同一の期間・区間を同乗される方、及び療育手帳の交付を受けた方	発売日から(更新日)から6ヶ月
	大口定期	大人用	当社が認める企業に通勤されている方	なし
		障害者大人用	当社が認める企業に通勤されている方で、第1種身体障害者手帳の交付を受け、介護者と同一の期間・区間を同乗される方、及び療育手帳の交付を受けた方	発売日から(更新日)から6ヶ月
		障害者介護用	当社が認める企業に通勤されている方で、第1種身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方の介護者として同一の期間・区間を同乗される介護者	発売日から(更新日)から6ヶ月
	シルバー定期	大人用	65歳以上の一般大人で、申込みの際、年齢を証明する公的証明書(運転免許証・健康保険証等)及び顔写真1枚を提示された方	なし

別表3-3(第34条)障害者等の割引適用条件一覧

種 類		対象者		割引率	備考
ICいーカード 定期券	通勤定期 通勤平日定期 ビジネス定期 大口定期	第1種身体障害者	大人	大人通勤定期の3割引	介護人同伴のみ発行
			介護者	大人通勤定期の3割引	
		第2種身体障害者	大人	なし	
			介護者	なし	
		第1種知的障害者	大人	大人通勤定期の3割引	
			介護者	大人通勤定期の3割引	
		第2種知的障害者	大人	大人通勤定期の3割引	
			介護者	大人通勤定期の3割引	
	通学定期 学期定期 夏休み通学定期	第1種身体障害者	大人	大人通学定期の3割引	介護人同伴のみ発行
			小児	小児通学定期の3割引	介護人同伴のみ発行
			介護者	大人通勤定期の3割引	
		第2種身体障害者	大人	なし	
			小児	小児通学定期の3割引	介護人同伴のみ発行
			介護者	大人通勤定期の3割引	12歳未満の場合のみ発行
第1種知的障害者		大人	大人通学定期の3割引		
		小児	小児通学定期の3割引		
		介護者	大人通勤定期の3割引		
第2種知的障害者		大人	大人通学定期の3割引		
		小児	小児通学定期の3割引		
		介護者	大人通勤定期の3割引		